

セクシュアルハラスメントを防止するために会員等が認識すべき事項に関する指針

(制定 平成23年6月28日)

第1 セクシュアルハラスメントを発生させないために会員等が認識すべき事項

1 認識の重要性

セクシュアルハラスメントを防止するためには、会員等各自が、次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- (1) 何人も、性別によらず、お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) 女性と男性は、対等であること。
- (3) 他者を性的な関心の対象としてのみ見ることが不適切であること。
- (4) 性別に基づき、固定的な役割分担をさせることが不適切であること。

2 基本的な心構え

会員等は、セクシュアルハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- (1) 性に関する言動に対する受け止め方には、男女間や個人間で差があり、セクシュアルハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。

具体的には、次の点に注意しなければならない。

ア 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があること。

イ 不快に感じるか否かには個人差があること。

ウ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。

エ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。

- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

- (3) セクシュアルハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

例えば、セクシュアルハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、弁護士と司法修習生といった力関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

- (4) 本会館・職場内又は勤務時間内におけるセクシュアルハラスメントだけに注意するのでは不十分であること。

例えば、本会又は職場の人間関係がそのまま持続する懇親会の酒席のよ

うな場において、会員等がセクシュアルハラスメントを行うことは、本会及び職場の人間関係を損ない勤務環境を害するおそれがあることから、本会会館及び職場外、勤務時間外におけるセクシュアルハラスメントについても十分注意する必要がある。

- (5) 勤務者に対するセクシュアルハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

司法修習生、法科大学院生等、会員等が本会の活動の際に接することになる勤務者や職員以外の者との関係にも注意しなければならない。

3 セクシュアルハラスメントになり得る言動

セクシュアルハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

(1) 性的内容の発言関係

ア 性的な関心、欲求に基づくもの

- 1) 性的な関係を要求すること
- 2) 身体的特徴や容姿の良し悪しなどを話題にすること。
- 3) 性的な冗談を交わすこと。
- 4) 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと。
- 5) 性的な経験や性生活について質問すること。
- 6) 性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること。

イ 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- 1) 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」などと発言すること。
- 2) 「男の子、女の子」、「おまえ、僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」、「じじい、ばばあ」などと人格を認めないような呼び方をすること。
- 3) 不必要に「女の修習生」、「女の職員」などと語頭に性別を付けること。
- 4) カラオケでのデュエットを強要すること。
- 5) 酒席で、女性の座席をことさら男性の隣に指定したり、お酌やダンス等を強要すること。

(2) 性的な行動関係

ア 性的な写真や記事が載っている雑誌等を広げて読んだり、パソコンのディスプレイに卑猥な写真を映し出したりすること。

イ 身体を執拗に眺め回すこと。

ウ 食事やデートにしつこく誘うこと。

エ 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・電子メールを送ること。

オ 身体に不必要に接触すること。

カ トイレや更衣室等をのぞき見すること。

(3) 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

女性はお茶くみ、男性は外回りなどと、性別による役割分担をすること。

4 懲戒処分

会員等によるセクシュアルハラスメントは、その態様等によっては、本会の秩序ないし信用を害し、行為者たる会員の品位を失うべき非行として、懲戒事由となりうるものである。

第2 セクシュアルハラスメントによる被害の拡大を防止するために会員等が認識すべき事項

1 セクシュアルハラスメントについて問題提起する会員等をいわゆるトラブル・メーカーと見たり、セクシュアルハラスメントを受けたこと自体をもってさらに性的な噂の対象としたり、その他不利益な取り扱いをしたり、セクシュアルハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片付けないこと。

2 本会及び職場からセクシュアルハラスメントの加害者や被害者を出さないようにするため、周囲に対する気配りをし、積極的に行動をとること。

具体的には、次の事項に十分留意して必要な行動をとること。

(1) セクシュアルハラスメントが見うけられる場合は、注意を促すことをためらわないこと。

(2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声を掛けて相談に乗ったり、自ら相談員に相談したり、被害者に相談員に相談することを促すことをためらわないこと。

第3 関連委員会の委員長が留意すべき事項

1 日頃から司法修習委員会等関連委員会の委員長は、指導担当弁護士等に対しセクシュアルハラスメントの防止に関する規則の趣旨を徹底させ、セクシュアルハラスメントを未然に防止するよう留意すること。

2 セクシュアルハラスメントを受けたとする者がいる場合には、その者に対し苦情相談制度及び相談員の存在について適切に助言すること。

附 則

この指針は、平成23年7月1日から施行する。